

一般社団法人日本肝臓学会暫定指導医設定の取り決め

新専門医制度の開始に伴い肝臓専門医専攻医の研修体制の充実が必要である。

そのため、指導医数の不足や地域偏在を解消することを目的として、以下の基準を満たした場合、暫定指導医の資格を付与する。

1. 専門医更新を1回経過した専門医（合格後6年目を対象とし、会員歴は問わない）を対象とする。
2. 暫定指導医も現行の指導医に準じた形で業績の提出を求め、専門医制度審議会にてその内容を確認する。また地域性を考慮するものとする。
3. 業績については、肝臓病に関する学会発表あるいは論文発表を必要とする。
 - 1) 学会発表：日本肝臓学会、日本消化器病学会、日本内科学会、日本外科学会、日本消化器外科学会、日本肝胆脾外科学会の総会、大会、地方会、支部例会における発表に限定し、共同演者も可とする。
 - 2) 論文発表：学会機関誌等に掲載された原著、総説、症例報告を対象とする。1編以上で共同著者も可とする。
4. 理事長は専門医制度審議会にて暫定指導医の資格が認められたものに対して、理事会の議を経て暫定指導医の資格を付与する。
5. 暫定指導医の認定期間は5年間とし、教育講演会の2回以上の受講及び、専門医制度規則第23条（第2項2号・4号・5号を除く）を満たせば、新指導医への移行を可能とする。
6. 暫定指導医の募集期間は定めず、指導医（現指導医+暫定指導医）と認定施設、関連施設の充足化と地域的な均てん化を考慮し、募集期間を調整する。
7. 暫定指導医の詳細については、日本肝臓学会ホームページの「肝臓専門医専攻医研修プログラム整備基準」内に、常に公開する。

2018年8月1日施行

2021年2月3日改正

2023年1月31日改正